

認可外保育施設関係事務連絡会 (令和8年3月)

【資料】

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

資料掲載日(HP)

令和8年3月26日(木)

説明動画公開期間

令和8年3月26日(木)～令和8年9月30日(水)

認可外保育施設関係事務連絡会 次第

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

No	説明 動画		資料 No	対象類型						項目名	提出書類 の有無			担当グループ
				法届出対象施設				顧客児童限 定保育施設			全施設提出	該 のみ提出 施設	提出無 し	
	認証保育所	企業主 導型保 育事業		企業 主導型 保育事 業・ ベビー シッター 以外	その 他の法 届出対 象施設 （認 証保 育所・ ベビー シッター 以外）	ベビー シッター	（ベビー シッター 以外）	その 他の顧 客児童 限定 保 育施設	ベビー シッター					
1			1	○	○	○	○	○	○	ザザシティ浜松中央館5階におけるチラシの配架について			○	幼保支援課 企画・制度グループ TEL：457-2827
2			2	○	○	○	○			令和8年度 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する留意点について			○	幼保支援課 給付グループ TEL：457-2826
3			3	○	○	○	○	○	○	令和8年度の施設番号について			○	幼保支援課 入所調整グループ TEL：457-2829
4			4	○	○	○	○	○	○	安全計画の策定について			○	幼保運営課 指導グループ TEL：457-2117
5			5	○	○	○		○		業務継続計画（BCP）の策定について			○	幼保運営課 指導グループ TEL：457-2117

次第No.1 ザザシティ浜松中央館5階におけるチラシの配架について

＜担当＞企画・制度グループ 加藤 TEL:457-2827

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	○
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○

通知の状況	あり	通知日	令和 年 月 日()
		通知方法	
	○	なし	
提出書類の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日()
		提出方法	
	○	なし	

ザザシティ浜松中央館5階にあるチラシ等の配架スペースにおいて、私立就学前施設の施設案内に関するチラシは、スペースの都合上、バインダーファイルにまとめて配架をしています。

バインダーファイルは、以下の5冊に分かれています。

- ★施設案内【認定こども園】
- ★施設案内【保育所】
- ★施設案内【地域型保育事業(小規模保育・事業所内保育)】
- ★施設案内【幼稚園】
- ★施設案内【認可外保育施設】

施設案内チラシを配架したい場合には、該当ファイルのポケットに入れてください。職員にお声がけいただく必要はありません。

<留意点>

- ・机上の平置きやスタンドへの配架は禁止します。
- ・以下のチラシは、こちらの判断で撤去・処分させていただきますのでご了承ください。
 - × 机上やスタンドに配架されているチラシ
 - × 施設案内以外のチラシ(習い事や教材販売のチラシなど)
 - × 保護者の誤解を招く表現があるチラシ
 - × 情報が古いチラシ
 - × 種類や量が多すぎるチラシ
- ・情報が古いチラシが放置されていることがないように、各事業者で管理してください。

次第No.2 令和8年度特定子ども・子育て支援 施設等の運営に関する留意点について

＜担当＞給付グループ 梅尾 TEL:457-2826

対象 類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	

通知の 状況	あり	通知日	令和 年 月 日()
		通知方法	
	○	なし	
提出書類 の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日()
		提出方法	
	○	なし	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

【第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準】

(趣旨)

第五十三条 法第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第五十四条 特定子ども・子育て支援提供者(法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

(利用料及び特定費用の額の受領)

第五十五条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第五十六条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

(法定代理受領の場合の読替え)

第五十七条 特定子ども・子育て支援提供者が法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前二条の規定の適用については、第五十五条第一項中「額」とあるのは「額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第一項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第二項中「前項の場合において、」とあるのは「法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付しなければならない。」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第七条第十項第五号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第五十八条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第五十九条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

(秘密保持等)

第六十条 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

(秘密保持等)

第六十条 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準《抜粋》

(記録の整備)

第六十一条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

次第No.3 令和8年度の施設番号について

＜担当＞入所調整グループ 豊田 TEL:457-2829

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	
	企業主導型保育事業	
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	
	顧客児童限定保育施設	○
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	
	ベビーシッター	

通知の 状況	あり	通知日	令和 年 月 日()
		通知方法	
	○	なし	
提出書類 の有無	あり	提出期限	令和 年 月 日()
		提出方法	
	○	なし	

- ・原則、前年度と同じ施設番号となります。
（施設番号に変更がある施設は赤字で表記してあります）
- ・研修の申込みや防災に関する報告の際に施設番号を入力又は選択する場合がありますので、施設番号を覚えておいてください。

認証保育所

- ・原則、前年度と同じ施設番号となります
- ・施設番号に変更がある施設は赤字で表記してあります

施設番号	施設名
71101	はままつ保育園
71102	和敬愛育園
71103	ハレルヤ愛児園
71104	エンゼル保育園
71106	ちびっこハウスあくり
71301	和香樹保育園

企業主導型保育事業

- ・原則、前年度と同じ施設番号となります
- ・施設番号に変更がある施設は赤字で表記してあります

施設番号	施設名	施設番号	施設名
72101	遠鉄グループ保育園かみじま	72114	にこにこ保育園
72102	ヒーローズ保育園 駅南～きこりのおうち～	72115	駅南ナーサリー
72103	キッズハウスもとしろ	72116	おとのいえ
72104	ヒーローズ保育園 住吉	72117	いろにこ保育園
72105	遠鉄グループ保育園さなるだい	72118	パンダ保育園
72106	遠鉄グループ保育園えきまえ	72119	ヒーローズ保育園 上島
72107	託児所るれいるーむ	72120	ひだまり保育園
72108	nino保育園	72121	都市型保育園ポポラー浜松プラザフレスポ園
72109	はままつ竹の子保育園	72122	キッズハウスおおかば
72112	ひろば保育園ほそじま	72123	さんくすキッズ保育園
72113	Papilles保育園	72124	きらきら保育園

企業主導型保育事業

- ・原則、前年度と同じ施設番号となります
- ・施設番号に変更がある施設は赤字で表記してあります

施設番号	施設名
72125	半田山こもれび保育園
72126	キッズハウスなかだ
72127	ヒーローズ保育園 浜松東
72128	ひろば保育園ありたま
72129	てんとうむし東山保育園
72130	遠鉄グループ保育園かんざんじ
72131	ハミングバード保育園
72201	医療法人社団誠心会浜北さくら台病院保育施設
72202	企業主導型保育園ふわふわ
72203	étoile保育園
72204	浜名愛ノ宮保育園

その他の 法届出対象施設

- ・原則、前年度と同じ施設番号となります
- ・施設番号に変更がある施設は赤字で表記してあります

施設番号	施設名	施設番号	施設名
73101	上島キッズスクエア	73114	ヤクルト浜松北センター保育所
73102	Hug Me International School HAMAMATSU	73116	ヤクルト助信センター保育所
73103	ベビー&キッズroom ひより	73117	ふじっこ
73104	鴨江幼稚園	73119	ヤクルト浜松東センター保育所
73105	第2つばめ保育園	73120	Rim
73106	エスコラ アウカンセ	73121	ヤクルト浜松西センター保育所
73107	イーエーエス浜松保育所	73122	ヤクルト遠州中央センター保育所
73108	ムンドエンカントード	73123	JA静岡厚生連遠州病院あおぞら保育園
73110	コレジオ ラピス デ コル	73124	フラワー保育園
73111	本田技研一時保育室	73125	浜松北病院 きしゃぽっぽ保育園
73113	ヤクルト浜松南センター保育所	73126	タンポポ保育所

その他の 法届出対象施設

- ・原則、前年度と同じ施設番号となります
- ・施設番号に変更がある施設は赤字で表記してあります

施設番号	施設名
73127	医大保育所きらり
73128	浜松南病院にこにこ保育園
73129	とよおかキッズ
73130	SBSマイホームセンター 浜松展示場
73131	Hug Me International School SAKURA
73132	mama HOUSE よりどころ
73201	みんなの保育園 大地
73202	ヤクルト三ヶ日ゾーン保育所
73203	ヤクルト浜北中央センター保育所
73205	聖隷三方原病院院内保育園さくら保育園
73206	浜松赤十字病院つくし保育園

施設番号	施設名
73207	天竜病院ひまわり保育園
73301	はままつ森のようちえん 森のこどもたち
73302	矢崎おひさま保育園
73303	ヤクルト天竜中央センター保育所

法届出対象施設 ベビーシッター

- ・原則、前年度と同じ施設番号となります
- ・施設番号に変更がある施設は赤字で表記してあります

施設番号	施設名
77101	株式会社アイケア ベビーシッター あいあい
77102	ぴっぴシッター
77103	baby & kids sitter more
77104	Ohana～sitter～
77105	有限会社ママ・アンド・パパス
77106	おやこ広場&ベビー・キッズシッター にじいろ
77107	Coral Leaf
77109	Kids & baby-sitter ふわり
77201	Smile & hag

施設番号	施設名
78000	門名 里紗
78000	杉浦 沙紀
78000	松下 智咲
78000	鈴木 歩美
78000	Nishime Gasparoti Juliana Akiko
78000	鈴木 景子
78000	大村 典絵
78000	小出 恵理子
78000	軍司 夏巳
78000	小山 千尋
78000	佐野 由美

顧客児童限定保育施設

- ・原則、前年度と同じ施設番号となります
- ・施設番号に変更がある施設は赤字で表記してあります

施設番号	施設名
81103	積水ハウス株式会社 浜松支店
81105	ピュアレディースクリニック

次第No.4 安全計画の策定について

＜担当＞指導グループ 新谷

TEL: 457-2117

対象類型	法届出対象施設	○
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○
	顧客児童限定保育施設	○
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	○

通知の 状況	○	あり	通知日	令和4年12月16日 ※国の通知日
			通知方法	メール
		なし		
提出書類 の有無	○	あり	提出期限	令和 年 月 日()
			提出方法	
		なし		

◆認可外保育施設において、安全計画の策定が義務付けられています。(R5.4.1～)

【関係法令】 「認可外保育施設指導監督基準」

【計画例】 浜松市ホームページに掲載

ホーム>創業・産業・ビジネス>福祉・介護>

幼児教育・保育関係事業者の皆様へ(トップページ)>

B. 認可外保育施設(法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設)の届出等について

1. 浜松市における認可外保育施設の制度について

(3) 参考通知等 B-1-26 令和4年12月16日付け厚生労働省通知

B-1-26-1 「保育安全計画例」(WORDデータ)

【依頼事項】

- 「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」に記載の留意事項等を踏まえ、作成をお願いします。
- 作成した安全計画は施設内で共有し、PDCAサイクルの観点から定期的に見直しをお願いします。
- 作成した安全計画に基づいて研修や訓練を定期的の実施するようお願いします。

次第No.5 業務継続計画(BCP)の策定 について

＜担当＞指導グループ 新谷

TEL: 457-2117

対象 類型	法届出対象施設	
	認証保育所	○
	企業主導型保育事業	○
	その他の法届出対象施設 (認証保育所・企業主導型保育事業・ ベビーシッター以外)	○
	ベビーシッター	
	顧客児童限定保育施設	
	その他の顧客児童限定保育施設 (ベビーシッター以外)	○
ベビーシッター		

通知の 状況	○	あり	通知日	令和4年12月26日 ※国の通知日
			通知方法	メール
		なし		
提出書類 の有無	○	あり	提出期限	令和 年 月 日()
			提出方法	
		なし		

◆認可外保育施設において、業務継続計画（BCP）の策定が努力義務となっています。

保育施設においては、災害時や感染症まん延時にも、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、保育施設の業務継続に必要な事項を定める「業務継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。

各施設等におかれましては、国から示された「児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）」を参考に、可能な限り作成していただきますようお願いいたします。

【関係法令】 「認可外保育施設指導監督基準」

【計画例】 浜松市ホームページに掲載

ホーム>創業・産業・ビジネス>福祉・介護>

幼児教育・保育関係事業者の皆様へ(トップページ)>

B. 認可外保育施設(法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設)の届出等について

1. 浜松市における認可外保育施設の制度について

(3) 参考通知等 B-1-27 令和4年12月26日付け厚生労働省通知

B-1-27-1 業務継続ガイドライン

B-1-27-2 「児童福祉施設等における業務継続計画

(ひな形)」 (WORDデータ)

【依頼事項】

- 内容については、施設等の状況に応じて追加、変更してください。
- 作成した業務継続計画（BCP）は施設内で共有し、災害時や感染症まん延時に活用できるように定期的に見直しをお願いします。
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練について、必要に応じて実施をお願いします。